

平成 23 年 8 月 3 日

報道関係各位

日本化粧品工業連合会

化粧品で表示できるようになった“シワに対する効能表現” 新たに認可された効能表現「乾燥による小ジワを目立たなくする」

日本化粧品工業連合会(会長 前田新造(株式会社資生堂会長))は、消費者ニーズが高く、しかも欧米では化粧品の範囲で訴求可能な、シワに対する化粧品の効能を表示し、広告することができるよう、かねてより厚生労働省に要望していました。本年 7 月 21 日に、ほぼ要望どおり「乾燥による小ジワを目立たなくする」という効能表現を、化粧品に表示し広告することができることになりました。

今回、認められた効能表現を、化粧品に表示したり広告する場合には、日本化粧品学会が平成 18 年に公表した「化粧品機能評価法ガイドライン」に基づく試験、またはこれと同等以上の適切な試験をメーカー(製造販売業者)の責任において行い、その効果を確認したうえで、試験を行なったことを製品に表記(例「効能評価試験済み」)しなければなりません。また、消費者から問い合わせがあった場合には、資料やデータを提示して効果の根拠を説明することが、留意事項として通知に記載されています。

今回、女性の大きな悩みのひとつである「乾燥による小ジワ」について、化粧品で効能を表示し、広告できるようになったことは、消費者がこれまで以上に商品選択しやすくなるメリットがあると考えています。また、消費者ニーズに応える高品質な製品開発が加速し、横這い基調で推移してきた国内の化粧品市場の活性化と拡大がはかられることを期待しています。

「化粧品機能評価法ガイドライン」のなかの、「新規効能取得のための抗シワ製品評価ガイドライン」にそって、塗布群と無塗布群で比較する試験を行い、本ガイドラインに収載されているシワの評価基準であるシワグレード標準を用いた目視評価、同写真評価、機器評価のうち、いずれかで乾燥による小ジワを目立たなくする効果が確認できること。

経緯

シワの予防や改善効果(抗シワ効果)のある化粧品は、世界的に女性のニーズが高く、欧米では抗シワ効果を化粧品に表示し、広告することが可能となっています。一方、日本ではメーキャップ効果を除いて、シワに対する効果表現が認められていませんでした。

日本化粧品学会は、「新規効果取得のための抗シワ製品評価ガイドライン」を平成 18 年に策定し、公表しました。こうして評価法が整備されたことを踏まえ、日本化粧品工業連合会は、消費者ニーズに応える効果(表現)拡大を図るため、平成 19 年 4 月に化粧品等効果拡大専門委員会を設置し、同年 12 月 厚生労働省に要望書を提出しました。

その後、厚生労働省との調整や折衝を繰り返し、平成 22 年 8 月の同省 化粧品・医薬部外品部会で審議され、平成 23 年 2 月のパブリック・コメント募集を経て、本年 7 月 21 日に 56 番目の新たな効果表現として「乾燥による小ジワを目立たなくする」が追加されました。

平成 19 年 4 月	日本化粧品工業連合会(以下、粧工連と略す)の技術委員会と薬事法対策委員会両委員会の下部組織として「化粧品等効果拡大専門委員会」を設立
平成 19 年 12 月 7 日	粧工連より厚生労働省医薬食品局審査管理課(以下、当局と略す)に、化粧品効果拡大の要望書を提出(以下の2効果について認可を要望) 「乾燥によるシワを目立たなくする」 「紫外線による肌の光老化を防ぐ(SPF 15, PA + 以上)」
平成 22 年 8 月 27 日	厚生労働省 薬事・食品衛生審議会 化粧品・医薬部外品部会で化粧品効果拡大について審議
平成 23 年 2 月 3 日	化粧品効果拡大に関するパブリック・コメント(一般からの意見)募集開始(募集期間 1ヶ月間)
平成 23 年 7 月 21 日	当局より、「化粧品の効果の範囲の改正について」各都道府県知事に通知(薬食発0721第1号) パブリック・コメントの意見などを踏まえ についてのみ「乾燥による小ジワを目立たなくする」という新効果として追加された。

このニュースについてのお問い合わせは、日本化粧品工業連合会 内田、坂口、高野までお願いいたします。(TEL 03-5472-2530)

「平成 12 年 12 月 28 日医薬発第 1339 号医薬安全局長通知」の別表第 1 に定められた 55 項目(化粧品の効能として表示し、広告できる項目)

(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。	(30) 肌にはりを与える。
(2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。	(31) 肌にツヤを与える。
(3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。	(32) 肌を滑らかにする。
(4) 毛髪にはり、こしを与える。	(33) ひげを剃りやすくする。
(5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。	(34) ひげそり後の肌を整える。
(6) 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。	(35) あせもを防ぐ(打粉)。
(7) 毛髪をしなやかにする。	(36) 日やけを防ぐ。
(8) クシどおりをよくする。	(37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
(9) 毛髪をつやを保つ。	(38) 芳香を与える。
(10) 毛髪につやを与える。	(39) 爪を保護する。
(11) フケ、カユミがとれる。	(40) 爪をすこやかに保つ。
(12) フケ、カユミを抑える。	(41) 爪にうるおいを与える。
(13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。	(42) 口唇の荒れを防ぐ。
(14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。	(43) 口唇のキメを整える。
(15) 髪型を整え、保持する。	(44) 口唇にうるおいを与える。
(16) 毛髪の帯電を防止する。	(45) 口唇をすこやかにする。
(17) (汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。	(46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ
(18) (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。	(47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
(19) 肌を整える。	(48) 口唇を滑らかにする。
(20) 肌のキメを整える。	(49) ムシ歯を防ぐ(※)。
(21) 皮膚をすこやかに保つ。	(50) 歯を白くする(※)。
(22) 肌荒れを防ぐ。	(51) 歯垢を除去する(※)。
(23) 肌をひきしめる。	(52) 口中を浄化する(歯みがき類)。
(24) 皮膚にうるおいを与える。	(53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)。
(25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。	(54) 歯のやにを取る(※)。
(26) 皮膚の柔軟性を保つ。	(55) 歯石の沈着を防ぐ(※)。
(27) 皮膚を保護する。	(※使用時にブラッシングを行う歯みがき類)
(28) 皮膚の乾燥を防ぐ。	
(29) 肌を柔らげる。	

今回(平成 23 年 7 月 21 日)、「(56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。」が追加された。

詳しくは、コモンズ行政書士事務所へ